

「(仮称) 障害者の自立と社会参加を支援する条例」 の制定について (案)

1 背景

(1) 国の状況

国は、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の制定、障害者差別解消法の制定等、国内法の整備を行い、平成 25 年度に障害者権利条約を批准した。現在、障害者差別解消法の施行に向けて、基本指針の策定などを進めている。

(2) 他自治体の状況

これまで、9 府道県及び 1 政令市が、障害を理由とする差別の解消に関する条例を制定している。

(3) 本市の状況

本市では、仙台市基本計画及び仙台市障害者保健福祉計画において、共生社会の実現を目標に掲げており、障害当事者等の団体から市長あてに提出された条例制定の要望等に対し、独自の条例を制定することとしている。

2 条例制定の趣旨

障害者権利条約、障害者基本法及び障害者差別解消法等を踏まえ、本市における障害を理由とする差別の解消を推進し、仙台市基本計画及び仙台市障害者保健福祉計画に掲げる共生する社会を実現するため、「(仮称) 障害者の自立と社会参加を支援する条例」を制定する。

3 条例制定に当たっての基本的な考え方

- (1) 障害者本人や家族のニーズを踏まえた条例づくりを進める。
- (2) 障害者への差別の解消に対する市民の関心を高め、幅広い理解を得ながら進めていく。

4 検討の進め方

- (1) 条例制定に係る検討は、本市が推進する様々な障害者施策と関連することから、障害者施策推進協議会を中心に検討を進める。その際、幅広い議論ができるよう臨時委員の追加等を行う。
- (2) 検討にあたっては、本市における障害者差別に関する現状を把握し、課題を整理することから開始する。
- (3) 上記と並行して、検討の参考とするため、先進地の取組みを調査する。
- (4) 具体的なスケジュール、臨時委員の追加、市民参画の手法などの検討は、現状の把握及び課題の整理を踏まえ、第 2 回の協議会以降において行う。

5 当面の作業等（案）

第1回協議会後に（1）、（2）及び（3）を実施する。

- （1） 現状の把握（7月～）・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2
 - ① 差別事例・好事例の収集
 - ② 人権擁護等に関する社会資源の調査
- （2） 先進地調査（7月～）・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料3
 - ・千葉県
 - ・さいたま市
- （3） 上記の整理（8月）
 - ・収集事例の整理
 - ・人権擁護等に関する社会資源調査結果の整理
 - ・先進地調査報告書の作成

9月開催予定の第2回協議会において、上記を報告。

6 今後の手順（案）

年度	月	内容	備考
26年度	7月～8月	現状の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者団体等と意見交換 ・事例収集 ・先進地視察 ・社会資源調査 ・事例集作成 ・シンポジウム など
	9月～10月	課題・論点の整理	
	11月～3月	条例の骨格（構成案）の作成	
27年度	4月～8月	条例の中間案の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者団体等と意見交換 ・シンポジウム など
	9月頃	パブリックコメント	
	10月頃	答申案の作成	
		答申	
	12月	市議会定例会に条例案提出	
28年度	4月	条例施行	